

令和 元年 7月 1日

各位

浦和総業株式会社  
代表取締役 渋谷邦彦

さいたま市浦和斎場公式ホームページ広告掲載のご案内

拝啓 薫風の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、浦和斎場の指定管理者である浦和総業株式会社では、さいたま市民にとって、公益性、利便性の向上に資するため「さいたま市浦和斎場」公認ホームページを平成28年5月より公開しております。

つきましては、当ホームページにおいてバナー広告掲載の募集を行っておりますので、ご希望がございましたら下記申込み方法によりお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

また、弊社浦和斎場公認ホームページにおいても申込み方法が掲載されております。

敬具

記

●お申込み、お問い合わせ

※広告掲載申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。

※広告掲載申込書は当社で配布しているほか、ホームページからもダウンロードできます。

※ご質問やご不明な点がございましたら、担当及川までお問い合わせください。

担当	及川
電話	048-855-6663
ファックス	048-855-6247

さいたま市浦和斎場指定管理者  
浦和総業株式会社ホームページへのバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市浦和斎場（以下「浦和斎場」という。）の指定管理者である浦和総業株式会社（以下「当社」という。）がホームページ上に公開している浦和斎場ホームページに掲載するバナー広告掲載に関し、必要な要綱を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 当社ホームページへの掲載は、次の各号に該当しないものとする。

- 法令等（市の条例等を含む。）に違反するもの又はそのおそれのあるもの。
  - 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）に該当する場合。
  - その他当社が不適当と認めたもの。
- 2 前項の規定は、広告の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）が指定したリンク先の内容についても適用する。

(広告掲載の申込及び決定)

第3条 広告を掲載しようとする者（以下、「申込者」という。）は当社指定の広告掲載申込書（様式第1号）と掲載したい広告の原稿を提出しなければならない。

- 2 当社は前項の申込書等の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し申込者に広告記載決定通知書（様式第2号）又は、広告不掲載決定通知書（様式第3号）で通知するものとする。
- 3 F A Xでの申し込みによる掲載サイズが重複する場合は申し込みの先着を優先するものとし、当社は速やかに広告掲載の可否を決定して申込者に前項の書式により通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第4条 広告主は、当社が指定する期日までに広告掲載を添えて広告原稿をデータで提出しなければならない。

- 2 広告原稿の作成及び提出等に係る費用は広告主の負担とする。

(広告の規格)

第5条 当社ホームページに掲載する広告の規格は次の通りとする。

- |                               |                            |                     |
|-------------------------------|----------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> 大きさ  | 大                          | 縦100pixel×横595pixel |
|                               | 中                          | 縦100pixel×横390pixel |
|                               | 小                          | 縦100pixel×横290pixel |
| <input type="checkbox"/> 画像形式 | G I F (アニメ可)、J P E G、P N G |                     |
| <input type="checkbox"/> 容量   | 大                          | 84KB以内              |
|                               | 中                          | 36KB以内              |
|                               | 小                          | 12KB以内              |

(広告の掲載期間等)

第6条 広告の掲載期間は、1年を単位とする。尚、期間終了日1か月前までに申込者より掲載を終了したい申し出がない限り自動更新とする。

- 2 広告は掲載開始日の午前10時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時で終わるものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は次の表の通りとする。

- |                            |                     |                |
|----------------------------|---------------------|----------------|
| <input type="checkbox"/> 大 | 縦100pixel×横595pixel | 年額600,000円(税別) |
| <input type="checkbox"/> 中 | 縦100pixel×横390pixel | 年額240,000円(税別) |
| <input type="checkbox"/> 小 | 縦100pixel×横290pixel | 年額84,000円(税別)  |

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、当社が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。また、納付に係る費用は広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第9条 当社は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- 広告主が、指定期日までに広告掲載料の納付をしなかったとき
- 広告主が、指定期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- 広告主ホームページ等の閉鎖が確認されたとき
- 広告主ホームページ等の内容が広告掲載申込時から変更され、第2条1項の規定に反する状態と当社が判断したとき
- その他、広告主の広告を掲載することが不適切であると当社が判断したとき

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は原則返還しない。ただし、当社の都合により広告の掲載ができなくなった場合はこの限りではない。

(広告主の責任等)

第11条 広告内容等による一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、当社と広告主が協議の上、決定するものとする。

実施

この要綱は、平成29年 1月 1日から実施する。

この要綱は 令和 元年 7月 1日から実施する。